(証券コード5464)
平成27年６月10日

株　主　各　位

本　　店　大阪府河内長野市楠町東1615番地
本社事務所　大阪府大阪市中央区西心斎橋２丁目２番３号

モ　リ　工　業　株　式　会　社

代表取締役社長　森　　宏　明

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪府河内長野市楠町東1615番地
　当社本店４階小ホール
　（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
3. **目 的 事 項**
　報 告 事 項
　1. 第73期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第73期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役１名選任の件
　第４号議案　監査役２名選任の件
　第５号議案　役員賞与の支給の件
　第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mory.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.mory.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添　付　書　類）

第73期　事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀による金融対策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調にはあるものの、消費税増税後の個人消費の低迷や、急激な円安による輸入原材料価格の上昇等により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの属しておりますステンレス業界は、主原料であるニッケルの市況価格が前期末から期初にかけて上昇したため、それに伴う原材料価格の値上がりを転嫁すべく製品価格の値戻しに努めました。しかしながら価格上昇に伴い数量の減少がみられ、特に第４四半期は数量面での苦戦を余儀なくされました。

このような状況下におきまして、当社グループはステンレス配管用鋼管や建設仮設材用鋼管などの健闘により当連結会計年度における売上高は403億16百万円（前連結会計年度比2.9％増）となりました。収益面におきましては、生産数量の減少等により営業利益は32億53百万円（前連結会計年度比1.5％減）とわずかに減益となりました。経常利益は為替差益の増加により34億99百万円（前連結会計年度比1.6％増）と増益となりました。当期純利益は23億17百万円（前連結会計年度比1.0％減）と減益ですが、これは前連結会計年度に「厚生年金基金解散損失戻入益」１億83百万円が特別利益に計上されたことによるものであります。

部門別の状況

ステンレス管部門では、配管用、自動車用は健闘いたしましたが装飾用は振るいませんでした。その結果、売上高は188億38百万円（前連結会計年度比3.8％増）となりました。

ステンレス条鋼部門では、売価の値戻しにより売上高は113億37百万円（前連結会計年度比1.8％増）となりました。

ステンレス加工品部門では、ガス機器用・家庭用金物製品ともに消費税増税の影響を受け売上高は21億63百万円（前連結会計年度比9.4％減）となりました。

鋼管部門では、建設仮設材用が牽引役となり売上高は50億32百万円（前連結会計年度比9.6％増）となりました。

その他部門では、パイプ切断機と自転車の販売が健闘したため売上高は29億45百万円（前連結会計年度比0.8％増）となりました。

部門別売上高

部　　門	金　　額	構　成　比	前連結会計年度増減率
ステンレス管	18,838 百万円	46.7 %	3.8 %
ステンレス条鋼	11,337	28.1	1.8
ステンレス加工品	2,163	5.4	△ 9.4
鋼　　管	5,032	12.5	9.6
そ　の　他	2,945	7.3	0.8
合　　計	40,316	100.0	2.9

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、16億99百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管製造設備の新設及び改修であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社グループの属しておりますステンレス業界は、主原料であるニッケルの市況価格の下落により、製品価格値下がりの期待から店売り市場では買い控え現象が起きているものと思われます。このため期の前半は苦戦も予想されますが、後半になれば荷動きも活発化してくるものと予想しております。当社といたしましても業績の確保に努めていきたいと存じます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第 73 期（当連結会計年度）
	平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
売上高（百万円）	40,568	37,508	39,184	40,316
経常利益（百万円）	2,793	2,346	3,445	3,499
当期純利益（百万円）	1,734	855	2,340	2,317
１株当たり当期純利益	41円02銭	20円47銭	56円51銭	55円98銭
総資産（百万円）	41,961	42,350	44,423	47,034
純資産（百万円）	24,863	25,428	27,968	30,694
１株当たり純資産	588円20銭	613円82銭	672円18銭	738円32銭

（注）1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第73期（当期）
	平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
売上高（百万円）	40,160	37,171	38,804	39,716
経常利益（百万円）	2,515	2,132	3,436	3,775
当期純利益（百万円）	1,601	858	2,348	2,545
１株当たり当期純利益	37円89銭	20円54銭	56円69銭	61円48銭
総資産（百万円）	40,144	40,374	42,252	44,823
純資産（百万円）	24,061	24,542	26,712	29,131
１株当たり純資産	569円22銭	592円43銭	645円13銭	703円72銭

（注）1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
モリ金属株式会社	340	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリ工業株式会社	340	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造

（注）1. 当社の連結子会社は上記２社を含め６社であります。当連結会計年度の売上高は403億16百万円（前連結会計年度比2.9%増）、当期純利益は23億17百万円（前連結会計年度比1.0%減）であります。

2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資の子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

会社名	名称	所在地
モリ工業株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本社事務所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	愛知県刈谷市
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
	新潟営業所	新潟県三条市
	岡山営業所	岡山県倉敷市
	広島営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
	美原工場	大阪府堺市美原区
モリ金属株式会社	本店	大阪府河内長野市
関東モリ工業株式会社	本店	埼玉県狭山市
	茨城工場	茨城県常総市
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア共和国

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
601名	28名

（注） 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
419名	15名	42.2歳	20.9年

（注） 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,500
株式会社りそな銀行	750
株式会社三井住友銀行	250
株式会社京都銀行	200
大同生命保険株式会社	101

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　127,662,000株

(2) 発行済株式の総数　　41,396,673株（自己株式10,731株を除く。）

(3) 株主数　　3,298名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
森　明信	2,209 千株	5.33 %
大同生命保険株式会社	2,200	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,073	5.00
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,955	4.72
株式会社りそな銀行	1,677	4.05
株式会社メタルワン	1,500	3.62
公益財団法人森教育振興会	1,235	2.98
日本生命保険相互会社	1,089	2.63
ＪＦＥスチール株式会社	1,008	2.43
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,007	2.43

（注）1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（10,731株）を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得

・単元未満株式の買取りによる自己株式の取得
普通株式　　9,732株
取得価額の総額　　4,045,529円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　宏明	
専務取締役	濵崎貞信	社長補佐・管理部門担当
常務取締役	松本秀彦	技術・製造部門担当
常務取締役	浅野弘明	営業部門担当 株式会社ニットク　代表取締役社長
取締役	森　信司	モリ金属株式会社　代表取締役社長 株式会社シルベスト　代表取締役社長 関東モリ工業株式会社　代表取締役社長
取締役	中西正人	総務部長
取締役	桝田克彦	ステンレス営業部長
取締役	森　明信	相談役 公益財団法人森教育振興会　理事長
常勤監査役	辻　清	
監査役	森島憲治	もりしま税理士事務所　所長 有限会社ＰＦＰよろず相談処　取締役社長
監査役	小池裕樹	さくら法律事務所　代表弁護士 シード平和株式会社　社外監査役 ミートフーズサービス株式会社　監査役
監査役	林　修一	林公認会計士事務所　代表 株式会社トータル・プランニング・サービス　代表取締役社長 株式会社大阪第一食糧　社外取締役 大阪地下街株式会社　社外監査役 ハンズコンサルティング株式会社　代表取締役社長

（注）1. 監査役　森島憲治、監査役　小池裕樹及び監査役　林　修一は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役　森島憲治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役　小池裕樹が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を結んでおります。
4. 監査役　林　修一は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成26年６月26日開催の第72期定時株主総会において、桝田克彦は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 平成26年６月26日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって、高橋信直は任期満了により常務取締役を退任いたしました。
7. 平成26年４月１日付にて、取締役　浅野弘明は常務取締役に就任しております。
8. 平成26年４月１日付にて、常務取締役　松本秀彦は関東モリ工業株式会社　代表取締役社長を退任し、同日付にて取締役　森　信司が関東モリ工業株式会社　代表取締役社長に就任しております。
9. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、監査等委員会設置会社への移行等検討を行っていたこともあり、十分な検討時間がなく拙速に選任することは有害と判断したためであります。なお、本総会においては社外取締役の選任の議案を上程しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	対 象 人 員	報　　酬　　額
取　締　役	9 名	221 百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	4 （ 3）	26 （ 11）
計	13	247

（注）1.　上記報酬等の総額には、第73期定時株主総会において決議予定の役員賞与金46百万円及び当事業年度において計上した役員退職慰労引当金20百万円（取締役９名に対し17百万円、監査役４名に対し２百万円（うち社外監査役に対し１百万円））を含んでおります。

2.　上記の対象人員には、平成26年６月26日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

3.　上記報酬等の総額のほか平成26年６月26日開催の第72期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対し36百万円支給しております。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金36百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼　　職　　状　　況
監　査　役	森 島 憲 治	もりしま税理士事務所　所長 有限会社ＰＦＰよろず相談処　取締役社長
監　査　役	小 池 裕 樹	さくら法律事務所　代表弁護士 シード平和株式会社　社外監査役 ミートフーズサービス株式会社　監査役
監　査　役	林　　修 一	林公認会計士事務所　代表 株式会社トータル・プランニング・サービス　代表取締役社長 株式会社大阪第一食糧　社外取締役 大阪地下街株式会社　社外監査役 ハンズコンサルティング株式会社　代表取締役社長

（注）1.　監査役　森島憲治及び監査役　林　修一が兼職している他の法人等と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。

2.　監査役　小池裕樹が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を結んでおります。また、小池裕樹はシード平和株式会社の社外監査役及びミートフーズサービス株式会社の監査役を兼職しておりますが、当社と同社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主 な 活 動 状 況
監　査　役	森 島 憲 治	当事業年度開催の取締役会７回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	小 池 裕 樹	当事業年度開催の取締役会７回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監　査　役	林　　修 一	当事業年度開催の取締役会７回全てに出席し、また当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	報 酬 額
①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	31 百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に則り、以下の体制を確立しております。

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（組織）監査役会が監査方針に基づいて監査する。

（規程）取締役会規則（細則等を含む）の見直しを行い、法令等との整合性が確保されているかを確認し、必要な改定を行う。
監査方針については、監査役会においてその見直しを行い監査の有効性が確保されるかの確認と、必要な改定を行うよう要請する。

（方針）毎月の定例の報告会（取締役→監査役）を開催しているが、重要事項の決定等を行う場合は、臨時に報告会を開催するなど取締役と監査役の意思疎通をより円滑にする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（組織）総務部（一部は経理部）にて保存・管理する。

（規程）社内規程（職務分掌規程）に基づいて行う。

（方針）法令等に規定されている文書等の保管は現状どおりで良いが、取締役会の意思形成に重要な影響を及ぼすと考えられる資料等も保存・管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（組織）管理部にて行い、管理部担当取締役が必要に応じ取締役会に報告する。

（規程）リスクをカテゴリー別に重要性の検証を行い、重要性の高いものについては個々に定めている規程を全社的なリスク管理規程として集大成し、重要性の低いものについては、個々の担当部門で規程の見直しを行う。

（方針）リスクの重要性の判定は取締役会へ報告し、承認を得ることとする。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（組織）取締役会にて行う。

（規程）取締役会規則による。

（方針）定例の取締役会を開催しているが、必要に応じて随時開催する。

５．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（組織）人事部にて行う。

（規程）社員ハンドブックには、就業規則をはじめ行動規範等の必要な事項は網羅されている。法令等との整合性が確保されているかを確認し、必要な改定を行う。

（方針）使用人が最低１年に１度は講習を受ける様に教育・啓蒙活動を活発化することにより個人の能力開発や遵法精神の向上を図る。

6．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（組織）子会社の代表者は、当社取締役が兼務するか又は使用人を代表者とした場合はその担当取締役を定め、当社取締役会の経営判断が的確に伝わるとともに当社取締役会に子会社の状況が報告される様にする。

（規程）取締役会決議に基づき、細則を定める。

（方針）子会社の業務遂行における判断基準となるべき指針は、当社の関係する業務執行部門又は同種の業務の担当部門が作成又は承認し、担当取締役に報告する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（組織）監査室を活用する。

（規程）使用人の人事的処遇（昇級・昇格・賞罰・配置転換等）に関し、監査役会の同意がなければ処遇できない旨の規程を整備し、取締役からの独立性の確保を図るものとする。

（方針）監査室の役割を、内部監査と監査役会の補助として今後人員の充実を図り、内部監査に関する規程を整備していく。

8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（全般）

（組織）取締役会及び監査役会

（規程）取締役会規則及び監査方針の見直し

（方針）毎月の定例の報告会（取締役→監査役）を開催しているが、重要事項の決定等を行う場合は、臨時に報告会を開催するなど取締役と監査役の意思疎通をより円滑にする。

加えて、監査役会は会計監査人との決算報告会等を開催して現状認識の共有化を図っているが、これを規程化し、又は外部ブレーン（弁護士等）を独自の判断で活用できる様に規程を整備する。

（使用人が監査役に報告をするための体制）

（組織）監査役会（常勤監査役）

（規程）当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項（法令違反を含む）について、使用人が直接監査役に報告できる規程を整備する。監査役会は当該案件につき、監査室に補助をさせて直接当該案件を調査できる規程を整備する。

（方針）監査役に直接報告した使用人が、当該事実をもって不利益な取り扱いを受けることがないことを明確にした規程の整備を行う。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**25,552**	**流動負債**	**12,130**
現金及び預金	1,369	支払手形及び買掛金	7,902
受取手形及び売掛金	12,955	電子記録債務	729
電子記録債権	404	短期借入金	700
たな卸資産	10,175	1年内返済予定の長期借入金	69
繰延税金資産	268	リース債務	3
その他	394	未払法人税等	543
貸倒引当金	△ 14	賞与引当金	356
固定資産	**21,482**	役員賞与引当金	46
有形固定資産	**16,063**	その他	1,778
建物及び構築物	3,687	**固定負債**	**4,210**
機械装置及び運搬具	3,905	長期借入金	2,120
工具、器具及び備品	214	繰延税金負債	317
土地	7,885	リース債務	1
リース資産	5	役員退職慰労引当金	380
建設仮勘定	365	環境対策引当金	36
無形固定資産	**24**	退職給付に係る負債	767
その他	24	長期リース資産減損勘定	354
投資その他の資産	**5,394**	その他	231
投資有価証券	4,373	**負債合計**	**16,340**
長期貸付金	5	純資産の部	
退職給付に係る資産	237	**株主資本**	**28,727**
その他	786	**資本金**	**7,360**
貸倒引当金	△ 8	**資本剰余金**	**7,705**
		利益剰余金	**13,665**
		自己株式	**△ 4**
		その他の包括利益累計額	**1,836**
		その他有価証券評価差額金	**955**
		為替換算調整勘定	**682**
		退職給付に係る調整累計額	**199**
		少数株主持分	**129**
		純資産合計	**30,694**
資産合計	**47,034**	**負債純資産合計**	**47,034**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		40,316
売上原価		31,470
売上総利益		**8,846**
販売費及び一般管理費		5,592
営業利益		**3,253**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	43	
持分法による投資利益	44	
為替差益	196	
その他	53	341
営業外費用		
支払利息	34	
売上割引	43	
その他	18	96
経常利益		**3,499**
特別利益		
固定資産売却益	40	
投資有価証券売却益	66	106
特別損失		
固定資産除却損	61	
投資有価証券売却損	0	
環境対策引当金繰入額	36	98
税金等調整前当期純利益		**3,507**
法人税、住民税及び事業税	1,042	
法人税等調整額	173	1,216
少数株主損益調整前当期純利益		**2,291**
少数株主損失（△）		**△ 26**
当期純利益		**2,317**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,360	7,705	11,882	△ 0	26,948
会計方針の変更による累積的影響額			△ 112		△ 112
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,360	7,705	11,770	△ 0	26,835
当期変動額					
剰余金の配当			△ 414		△ 414
当期純利益			2,317		2,317
自己株式の取得				△ 4	△ 4
持分法の適用範囲の変動			△ 8		△ 8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	1,895	△ 4	1,891
当期末残高	7,360	7,705	13,665	△ 4	28,727

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	551	403	△ 71	884	136	27,968
会計方針の変更による累積的影響額						△ 112
会計方針の変更を反映した当期首残高	551	403	△ 71	884	136	27,856
当期変動額						
剰余金の配当						△ 414
当期純利益						2,317
自己株式の取得						△ 4
持分法の適用範囲の変動						△ 8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	403	278	270	952	△ 6	946
当期変動額合計	403	278	270	952	△ 6	2,837
当期末残高	955	682	199	1,836	129	30,694

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**24,424**	**流動負債**	**11,783**
現金及び預金	595	支払手形	2,088
受取手形	4,098	電子記録債務	729
電子記録債権	404	買掛金	5,947
売掛金	9,340	短期借入金	500
たな卸資産	8,135	1年内返済予定の長期借入金	69
前払費用	43	リース債務	3
繰延税金資産	253	未払金	227
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,154	未払費用	762
未収入金	563	未払法人税等	525
その他	9	前受金	1
貸倒引当金	△ 173	預り金	31
固定資産	**20,399**	賞与引当金	295
有形固定資産	**11,287**	役員賞与引当金	46
建物	2,103	設備関係支払手形	77
構築物	267	未払消費税等	224
機械及び装置	2,579	その他	252
車両運搬具	5	**固定負債**	**3,908**
工具、器具及び備品	158	長期借入金	2,120
土地	6,002	繰延税金負債	126
リース資産	5	リース債務	1
建設仮勘定	164	退職給付引当金	738
無形固定資産	**17**	役員退職慰労引当金	380
その他	17	環境対策引当金	33
投資その他の資産	**9,094**	資産除去債務	116
投資有価証券	3,587	長期リース資産減損勘定	354
関係会社株式	1,465	その他	36
出資金	0	**負債合計**	**15,691**
長期貸付金	5	純資産の部	
関係会社長期貸付金	3,327	**株主資本**	**28,176**
破産更生債権等	0	**資本金**	**7,360**
長期前払費用	9	**資本剰余金**	**7,705**
保険積立金	489	資本準備金	7,705
その他	217	**利益剰余金**	**13,114**
貸倒引当金	△ 8	利益準備金	901
		その他利益剰余金	12,213
		繰越利益剰余金	12,213
		自己株式	**△ 4**
		評価・換算差額等	**955**
		その他有価証券評価差額金	**955**
資産合計	**44,823**	**純資産合計**	**29,131**
		負債純資産合計	**44,823**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		39,716
売上原価		31,749
売上総利益		**7,966**
販売費及び一般管理費		4,724
営業利益		**3,242**
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当金	213	
受取賃貸料	133	
為替差益	189	
その他	69	654
営業外費用		
支払利息	29	
売上割引	40	
減価償却費	20	
不動産賃貸費用	19	
その他	11	121
経常利益		**3,775**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	65	66
特別損失		
固定資産除却損	21	
投資有価証券売却損	0	
環境対策引当金繰入額	33	
貸倒引当金繰入額	50	106
税引前当期純利益		**3,735**
法人税、住民税及び事業税	1,021	
法人税等調整額	169	1,190
当期純利益		**2,545**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,360	7,705	7,705	901	10,194	11,095
会計方針の変更による累積的影響額					△ 112	△ 112
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,360	7,705	7,705	901	10,081	10,983
当期変動額						
剰余金の配当					△ 414	△ 414
当期純利益					2,545	2,545
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	―	―	―	―	2,131	2,131
当期末残高	7,360	7,705	7,705	901	12,213	13,114

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 0	26,161	550	550	26,712
会計方針の変更による累積的影響額		△ 112			△ 112
会計方針の変更を反映した当期首残高	△ 0	26,048	550	550	26,599
当期変動額					
剰余金の配当		△ 414			△ 414
当期純利益		2,545			2,545
自己株式の取得	△ 4	△ 4			△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			404	404	404
当期変動額合計	△ 4	2,127	404	404	2,532
当期末残高	△ 4	28,176	955	955	29,131

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

モ リ 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　坂　井　俊　介　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　大　谷　智　英　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、モリ工業株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

モ リ 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂　井　俊　介　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　谷　智　英　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、モリ工業株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第７３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 26 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの第 73 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 29 日

モリ工業株式会社 監査役会

常勤監査役　辻　　清　㊞

社外監査役　森　島　憲　治　㊞

社外監査役　小　池　裕　樹　㊞

社外監査役　林　　修　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金５円　総額206,983,365円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、取締役及び監査役に社内外を問わず広く適任者を得られるよう、定款の定めに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）並びに監査役の責任限定に関する規定を、変更案第27条(取締役の責任免除）及び第36条(監査役の責任免除）として新設するものであります。また併せて必要な条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第27条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第27条(取締役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第27条～第34条 （条文省略）	第28条～第35条 （現行どおり）
（新設）	第36条(監査役の責任免除) 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第35条～第41条 （条文省略）	第37条～第43条 （現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

経営体制ならびにコーポレートガバナンス強化を図るため、取締役１名を増員することとし、その選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 森島憲治（もりしまけんじ） 昭和17年５月30日生	昭和44年７月　税理士登録 平成15年１月　税理士法人ゆびすい社員 平成15年６月　当社監査役（現任） 平成17年12月　もりしま税理士事務所所長（現任） 平成18年１月　有限会社ＰＦＰよろず相談処 取締役社長（現任） 平成18年９月　大幸薬品株式会社社外監査役	―株

（※は新任取締役候補者であります。）

（注）1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　森島憲治氏は、社外取締役候補者であります。

3.　森島憲治氏を社外取締役候補者とした理由は、有限会社ＰＦＰよろず相談処の取締役社長としての経験に加えて、当社の社外監査役を務め当社の事業内容等に精通されていますことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。

4.　当社は、森島憲治氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

5.　当社は、候補者　森島憲治氏が選任された場合、第２号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決されることを条件に、同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定とする契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役辻清及び森島憲治の両氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	辻（つじ）　清（きよし） 昭和24年９月21日生	昭和48年３月　当社入社 平成５年５月　当社人事部長 平成７年６月　当社企画室長 平成７年６月　当社取締役 平成23年６月　当社監査役(現任)	29,000株
2	※ 岩崎（いわさき）泰史（たいし） 昭和43年11月10日生	平成４年10月　センチュリー監査法人入社 （現　新日本有限責任監査法人） 平成９年４月　公認会計士登録 平成９年６月　センチュリー監査法人退職 平成９年７月　岩崎泰史公認会計士事務所代表（現任） 平成９年８月　税理士登録	―株

（※は新任監査役候補者であります。）

（注）1.　各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2.　岩崎泰史氏は、社外監査役候補者であります。

3.　岩崎泰史氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4.　当社は、岩崎泰史氏が監査役に選任された場合には、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　役員賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役８名に対し、当事業年度の業績などを勘案して、役員賞与総額46,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される森島憲治氏に対し在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

森島憲治氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
森島憲治（もりしまけんじ）	平成15年６月　当社監査役　現在に至る

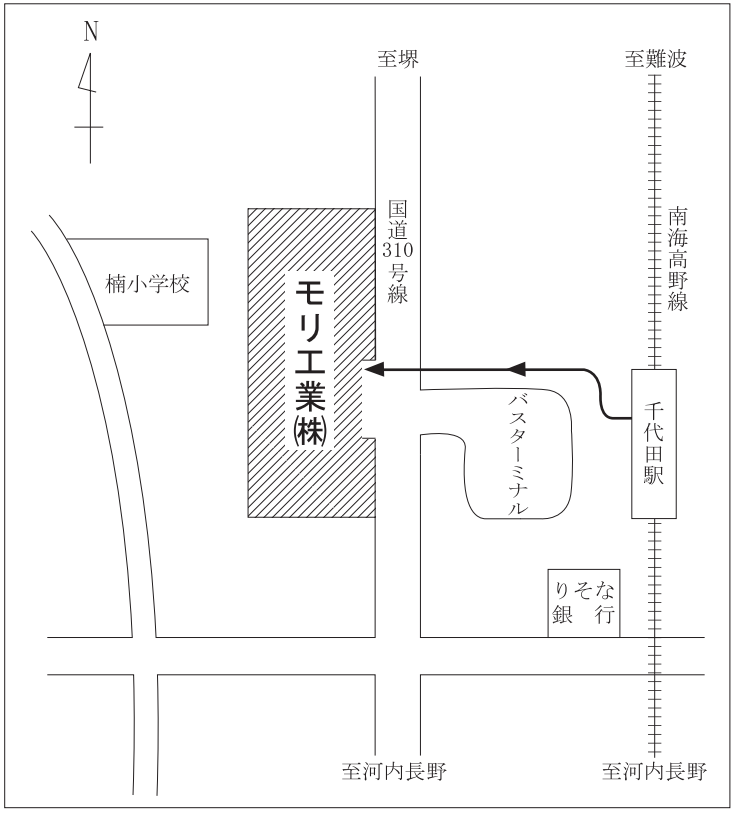
以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図



1. 南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。
2. 千代田駅から株主総会会場までは徒歩約３分です。